（教習方法の基準の細目）

第三条　［1～5　略］

6　府令第三十三条第五項第一号ヲ（府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

［一～十三　略］

［号を削る。］

［号を削る。］

十四　大型第二種免許（ＡＴ大型第二種免許を除く。）又は中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る応用走行（現に中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）又は普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者に対する教習に限る。）　別表第四第五号に掲げる事項に係る教習

十五　大型第二種免許（ＡＴ大型第二種免許を除く。）又は中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る応用走行（現にＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する教習に限る。）　別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）及び第五号に掲げる事項に係る教習

十六　大型第二種免許（ＡＴ大型第二種免許を除く。）又は中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る応用走行（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）　別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第五号及び第八号に掲げる事項に係る教習

十七　ＡＴ大型第二種免許又はＡＴ中型第二種免許に係る応用走行（現にＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する教習に限る。）　別表第四第五号に掲げる事項に係る教習

十八　ＡＴ大型第二種免許又はＡＴ中型第二種免許に係る応用走行（現にＡＴ中型第二種免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）　別表第四第五号及び第八号に掲げる事項に係る教習

7　［略］

8　府令第三十三条第五項第一号レ（府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

［一～十六　略］

［号を削る。］

（教習方法の基準の細目）

第三条　［1～5　同上］

6　［同上］

［一～十三　同上］

十四　大型第二種免許に係る応用走行（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習に限る。）　別表第四第五号に掲げる事項に係る教習

十五　大型第二種免許に係る応用走行（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）　別表第四第五号及び第八号に掲げる事項に係る教習

十六　中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る応用走行（現に普通第二種免許（ＡＴ普通第二種免許を除く。）を受けている者に対する教習に限る。）　別表第四第五号に掲げる事項に係る教習

十七　中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る応用走行（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する教習に限る。）　別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）及び第五号に掲げる事項に係る教習

十八　中型第二種免許（ＡＴ中型第二種免許を除く。）に係る応用走行（現に普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）　別表第四第一号、第二号（転回並びに人の乗降のための停車及び発進を除く。）、第五号及び第八号に掲げる事項に係る教習

十九　ＡＴ中型第二種免許に係る応用走行（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する教習に限る。）　別表第四第五号に掲げる事項に係る教習

二十　ＡＴ中型第二種免許に係る応用走行（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）　別表第四第五号及び第八号に掲げる事項に係る教習

7　［同上］

8　［同上］

［一～十六　同上］

十七　大型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。）　別表第四第五号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同号に掲げる事項に係る教習にあっては、当該教習の一部として行う鋭角コースの通過、方向変換及び縦列駐車に係る教習（次号において「鋭角コース通過等教習」という。）に限る。第十九号、第二十号及び第二十二号において同じ。）